



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年12月15日火曜日 第2733号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）...1179
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....（農地整備課）...1180
 解除予定保安林にする旨の通知.....（森林整備課）...1180
 同意の成立（漁獲共済）.....（漁政課）...1180
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）...1180
 道路の区域変更（県道鈍川伊予大井停車場線）.....（東予地方局今治土木事務所）...1181
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1181
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）...1181
 新たな土地改良事業の施行の認可.....（南予地方局農村整備課）...1181
 道路の区域変更（県道長浜保内線）.....（南予地方局八幡浜土木事務所）...1181
 医師の指定.....（福祉総合支援センター）...1181

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）...1182
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1182
 政治団体の解散の届出.....（ " ）...1182

告 示

○愛媛県告示第1440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
ハローズ中寺店	今治市中寺字宮ノ下 965番1 外20筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社ハローズ	株式会社ハローズ 株式会社ワッツオー スリー中四国 株式会社ブプレひまわり	平成27年 11月27日	平成27年 12月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1441号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
mac久万ノ台店	松山市久万ノ台480	大規模小売店舗の名称	マックスバリュ久万ノ台店	mac久万ノ台店	平成27年12月4日	平成27年12月4日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社	株式会社大屋 大三ミート産業株式会社 株式会社イーティーズ 株式会社そごうマート		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、八幡浜市保内町川之石、西宇和郡伊方町仁田之浜、中之浜、大浜及び河内地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・灘地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成27年12月16日から平成28年1月20日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎及び伊方町役場本庁

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1444号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
宇和島区域（宇和島漁業協同組合の地区）	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により、まき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第1443号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

喜多郡内子町大瀬中央4508の4

2 保安林として指定された目的

○愛媛県告示第1445号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、内子町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（MMS測量）

2 作業期間 平成27年12月15日から

平成28年2月19日まで

3 作業地域 内子町全域

○愛媛県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町高野字山サキ甲1番5から 同町中村字町谷甲102番3まで	旧	メートル 11.5～13.1	キロメートル 0.179	
		今治市玉川町高野字山サキ甲1番5から 同町中村字町谷甲102番4まで	新	17.0～20.8	0.179	

○愛媛県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鈍川伊予大井停車場線	今治市玉川町高野字山サキ甲1番5から 同町中村字町谷甲102番4まで	平成27年12月15日

○愛媛県告示第1448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年12月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 久 富士男	松山市下伊台町809番地2

○愛媛県告示第1449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、大久保山土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・大久保山地区）の施行を平成27年12月7日認可した。

平成27年12月15日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

○愛媛県告示第1450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	八幡浜市日土町7番耕地663-3から 同町8番耕地253-2まで	旧	メートル 35～53.0	キロメートル 0.200	
			新	7.0～53.0	0.200	

○愛媛県告示第1451号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成27年12月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指 定 年 月 日
視 覚 障 害	眼 科	住 友 別 子 病 院	井 上 英 紀	新居浜市王子町3番1号	平成 27年12月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	公立学校共済組合四 国中央病院	遠 藤 哲	四国中央市川之江町2233番地	平成 27年12月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	公立学校共済組合四 国中央病院	後 藤 仁	四国中央市川之江町2233番地	平成 27年12月1日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年12月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	1以上の市町の区 域を単位として設 けられる支部	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者			
自由民主党愛媛県管工事支部	櫻 井 健 吾	猪 野 政 敏	松山市本町七丁目2		平成27年11月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
脇田達矢後援会	松 本 明 義	脇 田 百 合 子	南宇和郡愛南町柏1992	平成27年11月5日
司政会議日ノ本乃旗	高 橋 主 計	阿 部 悟	新居浜市瀬戸町1-27	平成27年11月20日

○愛媛県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成27年12月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
堀江幸二後援会	堀 江 孝 子	代 表 者	堀 江 孝 子	藤 井 秀 男	平成27年11月5日
政治結社国命会	渡 部 善 朗	政 治 団 体 の 名 称	政治結社国命会	政治結社大日本国命会	平成27年11月6日
		主たる事務所の所在地	松山市和泉南一丁目6-23	松山市東方町甲379	
		代 表 者	渡 部 善 朗	高 戸 国 広	
		会 計 責 任 者	豊 田 健 志	渡 部 善 朗	

○愛媛県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に

より、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年12月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県松山市第七支部	竹 田 祥 一	平成27年10月31日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
脇 田 達 矢 後 援 会	松 本 明 義	平成27年 8月31日
渡 部 伸 二 を 推 薦 す る 会	流 水 龍 也	平成27年 9月30日
税 理 士 に よ る 関 谷 勝 嗣 後 援 会	烏 谷 紀 興	平成27年10月15日
竹 田 祥 一 後 援 会	森 二 朗	平成27年10月31日